

広報かさま お知らせ版

平成 18 年 5 月 11 日 第 18-11 号

本所・支所
問い合わせ方法
笠間・友部地区から
Tel 77-1101
Tel 72-1111
岩間地区から
Tel 37-6611

児童扶養手当の支給元及び手当月額が変更されます

旧友部・岩間町の児童扶養手当受給者の方には、平成18年3月分までは茨城県から手当を支給していましたが、合併により、平成18年4月分からは笠間市から支給することになりました。

支払月及び支払日については、今までどおりで変更はありません。

なお、手当月額は、自動物価スライド制により、平成18年4月分からマイナス0.3%の改定を行います。

<全部支給の場合>

月額 41,720 円（旧月額から 160 円の減額）

（支給対象児童が 2 人以上の場合は、第 2 子 5,000 円、第 3 子以降 1 人につき 3,000 円の加算）

一部支給の場合の手当額等については、次へお問い合わせください。

問合せ先／子ども福祉課 Tel 内線 162・163

笠間支所福祉課 Tel 内線 72161

岩間支所福祉課 Tel 内線 73171

県立内原養護学校「けやきっ子教室」

親子で遊びながら、情報交換や子育ての悩みなどの相談ができます。電話で予約の上、ご参加ください。

日 時／毎週水曜日 午後 3 時～4 時 ◇参加無料

対象者／発達に悩みを抱えている 0 歳～就学前の乳幼児と、その保護者

申込み・問合せ先／茨城県立内原養護学校 「けやきっ子教室」担当

Tel 029-259-5813

「特設無料人権相談所」を開設

開設日	開設場所	
6月1日(木)	水戸市	内原中央公民館
	ひたちなか市	総合支所 第2会議室
	城里町	城里町七会公民館
	那珂市	那珂市役所
	笠間市	ジャスコ笠間店ポレポレ内会議室 笠間市友部社会福祉会館
6月15日(木)	ひたちなか市	企業合同庁舎2階 大会議室

開設時間／午前10時～午後3時 ◇相談無料

相談内容／☆いじめ・体罰、地域・女性・外国人などの差別問題

☆家庭内（夫婦・親子・相続など）の問題

☆金銭貸借、借地借家、近隣のもめごと など

相談員／人権擁護委員・法務局職員 ※秘密厳守

その他／法務局では、平日の業務取扱時間中、いつでも窓口及び電話による相談に応じています。特に、6月1日(木)から9日(金)までの間、平日の午後5時から6時まで、専用ダイヤルでの電話相談も受け付けています。どうぞ、ご利用ください。

電話番号／029-227-9920

問合せ先／水戸人権擁護委員協議会 水戸地方法務局 Tel 029-227-9919

内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦において、外地等（事変地の区域又は戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦（慰労給付金受給者は除く）に対して、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

請求期限／平成19年3月31日

請求方法／請求用紙は、市社会福祉課に備え付けてあります。

問合せ先／総務省大臣官房管理室 業務担当 Tel 03-5253-5182

【回覧】お早めに回してください

広報かさまは、ホームページでもご覧になれます <http://www.city.kasama.lg.jp>